

城陽市6次産業化・農商工連携推進プラットフォーム規約

(名 称)

第1条 城陽市6次産業化・農商工連携推進プラットフォーム事業（以下「プラットフォーム」という。）に係る活動に関し、このプラットフォーム規約を定める。

(目 的)

第2条 「オール城陽で進める 1×2×3推進プラン（以下「プラン」という。）」に基づく取組・プロジェクトの企画・実施及び評価を行うとともに、関係者相互の交流の深化・促進を図ることで、本市における6次産業化・農商工連携の取組を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) プランに基づく取組・プロジェクトの企画及び実施
- (2) プラットフォームにおいて企画及び実施した取組・プロジェクトの評価
- (3) その他本市における6次産業化・農商工連携の推進に必要な事業

(会員等)

第4条 プラットフォームの会員は、以下のいずれかに該当し、別紙の入会申込書を提出した者とする。

- ・城陽市内で農業に従事する者
- ・城陽市内外で市の農作物を活用した事業を営む、または予定している商工業者
- ・農業及び中小企業支援機関
- ・城陽市内に活動拠点を置く農業者団体及び商工業者団体
- ・行政機関
- ・金融機関
- ・その他プラットフォームの目的に賛同し、市が入会を適当と認める者

2 プラットフォームには以下の会合を設置する。

- (1) 全体会合
- (2) プロジェクトチーム会合

3 プロジェクトチーム会合は、会員の希望により、複数設立ができるものとする。

(会長等)

第5条 全体会合には、会員の互選により会長をおく。また、会長の求めに基づき、副会長をおくことができる。

2 プロジェクトチーム会合には、当該プロジェクトチーム参加者の互選により、プロジェクトチーム長をおくことができる。

3 第1項に定める会長は全体会合の議長を務めるものとし、同項に定める副会長は会長を補佐するものとする。

4 第2項に定めるプロジェクトチーム長は、プロジェクトチームの議長を務めるものとする。

(会費)

第6条 原則として無料とする。ただし、活動内容により実費を徴収することがある。

(庶務)

第7条 本会の事務は城陽市で行い、事務局は城陽市役所まちづくり活性部農政を所管する課及び商工観光を所管する課に置く。

(附則)

この規約は、令和元年5月22日から施行する。